

申請に対する処分

処分名	使用水量等の認定
根拠法令	奄美市給水条例第25条及び同施行規程第24条
所管課	水道課

1 審査基準

申請を行うことができる人又は団体

奄美市から給水を受ける人又は団体

申請の方法

検針員の報告及び使用者からの連絡による。

許認可等の要件

「奄美市水道使用料の認定に関する規程」（別紙）による。

2 標準処理時間

10日